

## — 対象範囲 —

【対象範囲】 県内の中小企業・個人事業主（詳細は補助金交付要項に定めるとおり）

【新分野進出等の内容】

1. 新分野進出 2. 事業転換 3. 業態転換 4. 事業拡大 5. 海外展開  
6. 生産性向上

※従来と同じの事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

## — 必要書類 —

①補助金交付申請書

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット・HPを印刷したもの等）

③受講料等の金額が確認できる資料

④誓約書（紙申請の場合のみ）

⑤県税の未納がないことの証明書（原本） ※県税事務所で取得してください。

⑥事業活動を証する書面

- ・法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業政策課HP（URLは↓に記載）からダウンロードできます。


※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、お早めに申請してください。

## — 申請方法 —

○郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

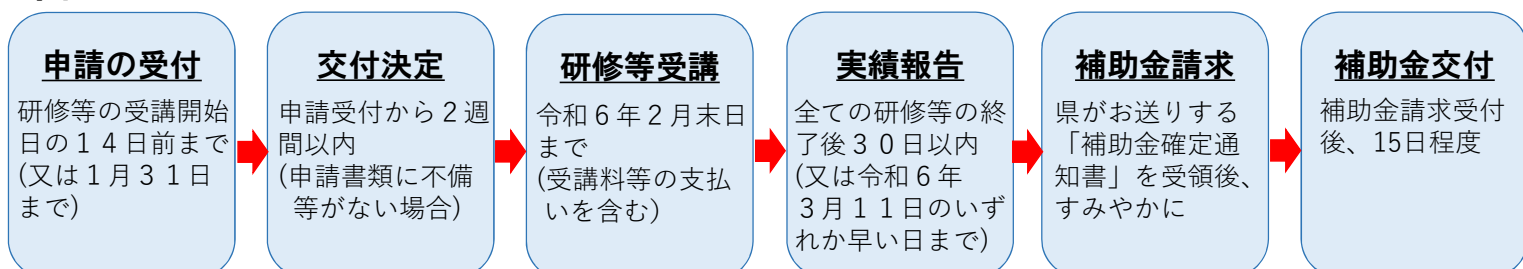
産業政策課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます 

※先着順に受付いたします。

※公募期間内であっても、補助金交付申請額が予算額（500万円）に到達し次第、公募終了とさせていただきます。



## 申請フロー



※令和5年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求めますので、あらかじめご了承ください。